

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
1 開 会 司会（山崎課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回障がい者施策推進協議会を開催いたします。 私は本日、司会を務めさせていただきます、障がい者福祉課長の山崎と申します。 本日はよろしくお願いいたします。 本日は、久喜市社会福祉協議会から手話通訳として、東さんと小林さんを配置しております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、令和6年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきます。 本日の出席数についてでございますが、委員20名のうち、出席13名で、過半数に達しておりますので、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。 今回、金井委員、寺方委員、島谷委員、中村委員、台委員、中城委員に置かれましては欠席となっておりますのでご報告させていただきます。 では会議に入る前に協議会の運営、会議の開催に関する事項について、いくつか説明と確認をさせていただきます。 審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開としておりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、認めることとしております。 次に、会議録の作成についてでございます。 会議録は、全文記録、またはできる限り全文記録方式に近い形で、30日以内に

作成し、公開することとされております。

そのため、本日も既に行っておりますが、会議録作成のための録音をさせていただいております。

会議録は、「テニヲハ」等を修正した後、署名をいただいて完成となりますが、副会長に署名をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

主に配布資料は、お手元に配付をさせていただきましたが、1点目は本日の次第、次に2点目、障がい者のための防災の手引きでございます。

もし、お手元にない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出をいただきたいと思います。

それでは、次に新井会長からごあいさつをいただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします

2 会長あいさつ

議長（新井会長）

皆さんおはようございます。

会長を仰せつかっております立正大学の新井でございます。

今日は障がい者のための防災の手引きがメインの話題になっております。

今回でこの手引きの改正案を成案にしないといけないと思うのですが、前回に引き続きこの施策推進協議会で皆さんと一緒に議論をしていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

司会（山崎課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

議長につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条の規定に基づ

き、会長が議長となります。

それでは新井会長よりお願いいたします。

3 議 事

(1) 障がい者のための防災の手引きの改定について

議長（新井会長）

それでは議事に入らせていただきます。

障がい者のための防災の手引きの改定についてということで事務局より説明をお願いいたします。

事務局（助川課長補佐）

お手元にあります、障がい者のための防災の手引きですが、前回の障がい者施策推進協議会において、こちらを直したいということで、お話をさせていただきました。

これまでの障がい者のための防災の手引きは、作成したのが平成31年で、そこから避難所の内容等が変わったということで、こちらを改定したいということでお話をさせていただきました。

今回、皆様にお渡ししたものにつきましては、印刷会社に出す前の下案という形になりますので、文字ばかりになっておりますが、実際製本する際には、デザインやレイアウトを変更して、印刷しようと思っております。

前回、会議の際にお話しさせていただいたところといたしまして、2ページ目をお開きください。

2ページ目の中頃にあります、「(2) 災害に備えて準備していただくもの」のチェックリストの項目がございました。

このチェックリストを見直しさせていただきました。

次に3ページですが、災害時に持ち出すものということで、「②非常用持出品」

のチェックリストを見直しました。

こちらについては、人工呼吸器を使っている方などのポータブルバッテリーとか、ストマ用装具など、これまでのチェックリストに載っていなかったものですか、追記させていただきました。

今回の改定の中で一番大きく変わったのが23ページと24ページになります。

23ページの「福祉避難所とは」の項目ですが、以前は災害が発生した際に避難するのは、拠点避難所と呼ばれる、小中学校の体育館等に避難していただくのがメインとなっておりました。その中で拠点避難所では生活が難しい方、特別な支援が必要な方に手助けをしていただいていたところでした。

今回、あらかじめ福祉避難所への避難をご希望される方については、福祉避難所に直接避難するためにはどのようにすればよいか、という形のものを、記載させていただきました。

福祉避難所に直接避難したい方については、個別避難計画の策定や、一番先に避難する先として福祉避難所を指定していただくと、福祉避難所に直接避難ができるようになります、といったことを追記させていただきました。

今回、23ページでの避難方法について、実態に即した方法に変えさせていただいたという形のものが、改定したという形になります。

その他には、障がいの種別ごとの対応方針や細かい言い回しを変えたりしました。

今回、委員の皆さんにご審議いただくところは、この福祉避難所の関係や、障がいの種別に応じてここの表現はどうだろうかというところを見ていただければと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

それではただいまの事務局から説明がありましたけど皆さんからご意見やご質問

がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

この手引きの構成が自助・共助・公助とあるので、まずは自助に関わる部分からお願いします。

大内委員お願いいたします。

大内委員

大内です。

地震が起きてアパートやマンションがつぶれてしまった場合、聴覚障がいのある方がその中に閉じ込められてしまったらどうすればよいのでしょうか。

聴覚障がいのない方であれば外からの呼びかけに反応できると思いますが、聴覚障がい者はそうもいきません。そのような時は防災の手引きの３ページにあるホイッスルなんかは災害時には有効だと思います。

手引きにはホイッスル等、実際にどういう場面で使用するのが有効なのか、そういったことが記載してあるといいかな、と思います。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

貴重なご意見だったので、リストに羅列するだけでなく、障がいのある方が災害時にどういう動きをすればよいのか、どういうことに気を付ければいいのか、ということを記載していただきたいというご意見でした。

他にご意見はございますか。

奈良委員お願いいたします。

奈良委員

奈良と申します。

１ページの「〈ポイント〉②」に『地域との交流が大切です。普段から、ご近所

にあいさつをしたり、・・・』とあるのですが、なかなか障がい者自身でご近所に出向いて、ということが難しいです。

私の自治会ですと、障がいのある方や事前に災害が起きた時に避難することが難しい方のリストを作っています。

こういったものを備えておけば、もしもの時に地域の方が助けてくれると思います。

議長（新井会長）

ありがとうございました。

地域ごとにリストを用意するのは確かに有効かもしれませんが、すべての地域で同じような取り組みをするのは難しいと思いますので、まずは地域での声掛けや、地域で助けが必要な方を把握しておく、ということは重要なことかもしれません。

他にいかがでしょうか。

奈良委員さんお願いします。

奈良委員

前回の手引きには避難所の一覧が載っていたのですが、今回のものには載っていないので、その理由について伺いたいです。

議長（新井会長）

では、事務局の方から回答をお願いします。

事務局（助川課長補佐）

避難所の一覧につきましては、障がい者のための防災の手引きに入れてしまいますと、避難所の更新があった際に、手引きを毎回更新することになってしまうので、避難所の一覧については、防災の担当課で作成している一覧をご覧いただく形

としましたので、この手引きには収録しておりません。

奈良委員

あと、地図に避難所の場所を示してあるものはあるのでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

地図ですと、市で防災アプリを作成しておりまして、スマートフォンのアプリで、自分のいる場所や最寄りの避難場所がどこになるのかがわかるものになります。

また、そのアプリの中からこの防災の手引きを閲覧できるようにしていこうと考えております。

奈良委員

私はスマートフォンが苦手なので、地図とかあればいいのかなと思い、質問させていただきました。

議長（新井会長）

確かにスマートフォンの操作が難しい方もいらっしゃるので、紙の地図を用意しておくことも大事かもしれませんので、今後作成していただき、手引きと一緒に地図を配布することも検討された方がよいかと思います。

他にございますでしょうか。

片野委員お願いします。

片野委員

片野です。

３ページの「①肢体の不自由な方」のところに医療的ケアが必要な方が当てはま

ると思います。

この方たちは特別な配慮が必要ですが、そのことにも触れてもらえると、いいのかなと思います。

議長（新井会長）

はい、平成31年以降、医療的ケア児に関して注目や関心が増えてきておりますので、そういった方の情報も加えていただくのはいかがでしょうか。

事務局の方はいかがでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

市で作成している、「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」にも防災関連の記載がありますので、そちらを参考にこの手引きにも記載したいと思います。

議長（新井会長）

はい、では内容を充実していただく、ということでよろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

小金淵委員、お願いします。

小金淵委員

小金淵です。

例えば6ページとかに「サポート手帳」と記載があるのですが、これは手引きの中でどれを指しているのでしょうか。

議長（新井会長）

事務局より説明をお願いします。

事務局（助川課長補佐）

こちらについては、埼玉県で配布しているサポート手帳を考えております。

議長（新井会長）

次に片野委員、お願いします。

片野委員

片野です。

サポート手帳ですが、小学校に上がるタイミングで頂いた記憶があるのですが、できれば障害者手帳の配布時や出産後に発達障がいだと分かった段階でいただけると細かく生活の記録がとれるので、助かります。

議長（新井会長）

ありがとうございます。事務局については是非ともご検討をお願いします。

ここまで主に自助の部分について、ご意見をいただきましたが続きまして共助の部分についてご意見をいただきたいと思います。

では、根崎委員お願いします。

根崎委員

根崎です。よろしくお願いします。

21ページの「⑧発達障がいのある方」の説明欄ですが、18ページの「⑥知的障がいのある方」の説明文のように箇条書きで特性を書いていただけると、何が苦手でこだわりがあるのか、わかりやすいと思います。

議長（新井会長）

ありがとうございます。片野委員がおっしゃる通り、発達障がいの特徴などについて、もう少しわかりやすく記載していただくと助かりますので、よろしくお願いいたします。

また、1 ページの自助のところに「地域の防災訓練に積極的に参加」とあるので、11 ページの共助のところでも防災訓練への参加について記載してもらい、よくありがちですが、障がいのある方が防災訓練に呼ばれなかったことがあるので、訓練への積極的な参加を呼びかけてもらい、防災意識を高めてもらいたいです。

共助に関して他にございますか。

はい、片野委員お願いします。

片野委員

片野です。

18 ページの「知的障がいのある方」や21 ページの「発達障がいのある方」の介助・支援の方法のなかに、「椅子に座ってもらう」という項目を追加していただきたいです。動き回って落ち着かないお子さんとかが椅子に座ってもらうと少しずつ落ち着いて動き回ることが少なくなるので、是非ともよろしくお願いします。

議長（新井会長）

ご指摘ありがとうございます。18 ページ及び21 ページにそういった記載をいただきたいというお話でした。

他にいかがでしょうか。

齋藤委員お願いします。

齋藤委員

齋藤です。

高次脳機能障がいの方とのコミュニケーション方法について、言葉の他に手話や

筆談でのコミュニケーションが難しい方もいるので、そういった方との接し方についての記載もあるといいかなと思います。

議長（新井会長）

ありがとうございます。高次脳機能障がいの方の特性について、記憶の欠落や、発語が難しいということを記載してもらい、地域の方にそういった障がいの方もいる、ということを知ってもらうこともできるので、是非とも手引きに記載をしてもらいたいです。

他にございますか。

小金渕委員お願いします。

小金渕委員

小金渕です。

手引きには障がいごとに特性を記載していますが、共通する対応の仕方、例えば障がいのある方が何か困っているときはまず相手の意向を聞くとか、落ち着いた口調で話をするとか、自身で判断が難しい場合は誰に相談をすればいいのか、など障がいの種類ごとに特性を記載するより、その前段にそのような記載があればいいのかな、と感じました。

議長（新井会長）

ありがとうございます。手引きには障がいごとに応じた対応を記載してありますが、各論の他に総論として、障がい者全般で、災害時にどういった対応が必要なのかということが記載してほしいという要望がありましたので、事務局は可能であれば、ご対応をお願いします。

他にいかがでしょうか。

あと、16ページに「【避難所が開設されたら】」という項目がありますが、一

見すると15ページの「④目と耳の不自由な方」向けの項目に見えてしまいます。おそらくスペースの関係上、ここに避難所開設について記載したのだと思われるのですが、これは総論に入れるべきかと思います。あと、福祉避難所でも一般の避難所でも要配慮スペースを設けるのが災害対策基本法で定められているので、そういったことの記載も加える必要があるのかな、と思います。

他にいかがでしょうか。

佐藤委員お願いします。

佐藤委員

佐藤です。

16ページの「【避難所が開設されたら】」ですが、こちらは一般の避難所を指しているのか、福祉避難所を指しているのか、どちらでしょうか。

議長（新井会長）

こちらは一般の避難所だと思われますが事務局より説明をお願いします。

事務局（助川課長補佐）

16ページについては改訂前にも同じ場所に「【避難所が開設されたら】」が記載してありました。一般的な避難所の開設についての流れをお伝えしようと市で作成したものをこのまま残させていただきました。こちらを残すか掲載位置については再度検討させていただきます。

議長（新井会長）

佐藤委員、よろしいでしょうか。それとも事務局の回答を踏まえたうえで、何かございますか。

佐藤委員

17ページの「⑤内部障がい、難病のある方」のところで、私は内部障がいも難病もあるのですが、例えば朝は体調が良かったのですが、昼には悪くなったりもします。そういった体の変化があったときに避難所の中で看護師さん等がいるような環境があればすぐに相談ができるので、そういう方がいてくれるような環境を作ってもらえると助かります。

議長（新井会長）

大変貴重な意見、ありがとうございます。災害の発災時には医者や看護師は現場にかかりきりだと思いますが、例えば潜在看護師とか、退職されて知識のある方が避難所にいてくれると、とても力を発揮してくれると思うので、公助の総論の部分に医療従事者や経験者が積極的に障がいのある方の支援をする、ということを加えることも大事な事かなと思います。

他にございますか。

無いようでしたら次に22ページ以降の公助の部分についてご意見をいただこうと思うのですが、会議が始まる前に市の方とお話をしまして、24ページや25ページに要援護者見守り支援を利用する際に、申請が必要であることが記載してあります。申請をしないと個別支援プランを作ってもらえないと見て取れます。災害対策基本法が令和5年に変わりまして、個別避難計画は申請ベースではなくて、市町村が努力義務として、要援護者の方の個別避難計画を作る、ということになっているので、全体を通じて申請が必要と記載してあるので、申請しない人は福祉避難所に行けないというわけではないので、これを見た方に誤解を与えてしまいます。福祉避難所の所管が社会福祉課さんということなので、一度整理をしていただいて、この部分の修正をお願いします。

では公助について、何かご意見はございますか。

大内委員をお願いします。

大内委員

大内です。

2 年位前になりますが、久喜市の防災訓練に参加しました。受付で耳が聞こえないことを話したところ、「え？」というような反応でびっくりしました。その時は障がい者福祉課の職員さんがいなく、他の職員さんはろう者に対する知識がないのかなと思いました。障がい者福祉課以外の職員さんにも障がい者への理解があると助かります。

議長（新井会長）

貴重なご意見ありがとうございます。

手引きを見ていて思ったのですが、22 ページに記載してあります、「1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難ルートを確認しましょう」とありますが、「しましょう」という書き方だと公助ではなく自助になると思います。「行政の側からこうします。」というような書き方ではないと公助にならないのかなと思いますので、主語として、公的機関がどうするか、と書いていただくと公助の説明になると思います。

他にご意見はありますか。

加藤委員お願いします。

加藤委員

加藤です。

23 ページの「福祉避難所への避難の流れ」のところで、「直接、福祉避難所に避難を希望する方は、避難する前に社会福祉課にご相談ください。」とありますが、事前に相談となると、電話をすればいいのでしょうか。

また、災害時には電話で事前に相談するのが難しいと思いますので、直接福祉避

難所に向かってもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（新井会長）

では事務局から説明をお願いします。

事務局（助川課長補佐）

市では福祉避難所の受入れ人数がそこまで多くありません。ですので、初めから福祉避難所に行く、というよりは事前に連絡をいただくと福祉避難所の避難者数を把握しやすいので、事前のご連絡はお願いしたいです。

議長（新井会長）

そこについてなのですが、災害対策基本法が改正されて、市町村が支援の必要な人の把握をしなければならないので、福祉避難所に避難する際に事前の申請が必要ということでは法律の趣旨と変わってくるので、ここは是非修正を加えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局（山崎課長）

法的な部分も含め、ご意見をいただきましたが、障がい者福祉課だけでは判断できないこともございますので、社会福祉課等関係課と協議して文言の訂正をさせていただきます。

議長（新井会長）

3月中に手引きを改訂するのであれば、今後はこうしていきます、とか今後の改訂に向けた課題も明記していただけると、次回の改訂に向けて必要な議論ができるので、是非とも検討をお願いします。

他にいかがでしょうか。

弓納持委員をお願いします。

弓納持委員

弓納持です。

先ほど福祉避難所のお話があったのですが、その前に一般の避難所もこの手引きには載らないとご説明がありましたが、福祉避難所についても載せることはないのでしょうか。

啓和会には福祉避難所を用意しているのですが、施設の見学にいらっしゃった方に福祉避難所の説明をすると、「そうゆうところもあるんですね。」という反応が多いです。

せっかく施設を用意していても市民に知ってもらっていないのであれば、いざという時に活用ができないのかな、と思いました。

議長（新井会長）

事務局、いかがでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

防災の手引きはあくまで障がい者の特性に応じてどのように災害時に対応すればいいのか、ということを記載したものなので、この手引きと一緒に避難所一覧をお渡しするように考えております。

議長（新井会長）

避難所が変わるごとに手引きも改訂しなければならないので、手引きと避難所一覧を分けて作成するということなので、ご理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

片野委員

片野です。

先ほどお話しした医療的ケア児に繋がるのですが、人工呼吸器を使われている方でご自身でも予備のバッテリーは持っていると聞いていますが、それが切れるまでの電源の確保や病院の受入れが課題に上がります。

昨年、石川県の特別支援学校のPTA関係の集まりに参加したのですが、北陸の病院の先生と学校と県と提携して、災害直後に一人一人連絡をして、どこの病院が受け入れ可能なのか確認をして、早期の受入れに繋がったとお話を伺いました。

久喜市でも病院と提携をしたり、市内で人工呼吸器が必要な方や重篤な方が何名いらっしゃるのか把握されているのでしょうか。

実際に災害が起きた場合、電話もつながらないし、受け入れもすぐには難しいのかなと思います。そこを市から重篤な方の把握や、そういった方の受入れに市が協力してくれると大変助かるなど感じました。

議長（新井会長）

ありがとうございます。今のお話で事務局の方から何かございますか。

事務局（助川課長補佐）

個別に把握はしていませんが、市の各事業で重篤な方を把握していることはあると思います。また、バッテリーの確保については防災の担当課の方で発電機がある医療機関については把握しているかと思います。

ただ、まずは災害時に向けて掛かりつけの医師への相談や災害時の電源の確保についてはあらかじめ準備をしていただければと思います。

議長（新井会長）

今のお話については、公助ではなく自助になるかと思います。

なので、公助の観点では災害対策基本法では要支援者名簿を作成して優先的に避難が必要な方の一覧を作成するのが市の努力義務となっています。また、電源の確

保についてですが、市のほうで病院と提携したりしてある程度確保していただくのが公助になるのかなと思います。

片野委員、よろしいでしょうか。

片野委員

実際に災害が起きた時に、例えば避難所にいる市の職員に何か相談した場合、「それはドコドコの課がやっています。うちに関係ないです。」とか、誰も責任をもって行動してくれる人がいないようなことが起きるかもしれません。その時に困るのは市民になります。また、先ほど掛かりつけのお医者さんと病院の受入れについての相談をしておくとなりましたが、地元ではなく遠い病院に通っている方もいます。災害が起きた時になかなか自宅から遠い病院まで行くのは難しいと思いますので、災害時に市内で受け入れ可能な病院をあらかじめ決めておいてもらえると有難いと思います。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

根崎委員お願いします。

根崎委員

根崎です。

私は久喜市で放課後等デイサービスを運営しておりますので、例えばお子さんを預かっているときに災害が起きて、親御さんへの引き渡しをする際の避難所のことで聞きたいのですが。

福祉避難所となっている久喜特別支援学校に在籍しているお子さんは必然的に福祉避難所を利用することができるのでしょうか。

あと、この防災の手引きができた時に市内の福祉事業所に配布はされるのか、それとも市役所に取りに行かなければいけないのか、を聞きたいです。

議長（新井会長）

2点ご質問いただきましたがいかがでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

久喜特別支援学校と協定を最初に結んだときは、そこに通われているお子さんが一般の小中学校には避難が難しい可能性があるので、特別支援学校と協定を結んだ記憶があります。

なので、特支に通われている生徒さんはそのまま福祉避難所を利用できるかと思いますが、最新の協定内容は確認していないので、見直しが入っているかもしれませんが、協定を結んだ経緯は先ほどお話しした通りです。

防災の手引きについてですが、何部作るのかは未定ですが、できた際には委員の皆様にはお配りしますし、市のホームページにも掲載させていただきます。

議長（新井会長）

はい。他にいかがでしょうか。

佐藤委員お願いします。

佐藤委員

佐藤です。

25ページに「2 要援護者見守り支援事業に登録しましょう」とありますが、対象となる方の記載があり、私は身体障害者手帳3級ですが、3級の方でも登録している方はいらっしゃいますか。

議長（新井会長）

いかがでしょうか。

事務局（助川課長補佐）

25ページの「・見守りの対象となる方」についての「4その他援護を必要となる方」のところで身体障害者手帳3級の方も見るできるので、援護が必要な方であれば登録が可能となります。

議長（新井会長）

他にいかがでしょうか。

小金淵委員お願いします。

小金淵委員

小金淵です。

23ページの「予め個別支援プラン又は個別避難計画により、・・・」とあるところは大事なところだと思うので、下線を引くなど強調していただけるといいなと思います。また、全体の話になりますが、この障がい者のための防災の手引きの建付けがよくわかったのですが、防災アプリを含め、避難所の一覧だとか、避難所の地図とかこの項目はこの冊子を見れば分かるといった全体像を箇条書きに記載したページを加えていただけると分かりやすいと思います。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

最後の全体像を箇条書きにしたページを追加するのはご対応いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

そろそろお時間なので、まとめに入りたいと思いますが、公助については、個別避難計画は自分で作るのではなく、例えばケアマネージャーさんや相談支援専門員さんとケアプランの中に組み込んだりとか、自分で作るという建付けではないので、この課題については社会福祉課さんと協議して整理してもらいたいと思います。

また、委員さんから出たご意見として、電源などの備蓄についてですが、障がいのある方に対応したポータブル電源等の確保をすることは公助にあたると思います。

その他、支援体制の確保ですが、市と医療機関で災害時の受け入れ態勢を整備しておくことも公助に当たるので、是非整備をお願いしたいです。

あとは情報保障、例えば聴覚障がいの方はラジオや防災無声は聞こえないので、障がい者には情報が十分に行き届かないことがあるので、情報保障についても考えてもらいたいです。

最後に防災訓練の参加についてですが、地域での参加の呼びかけは共助になりますが、自治体から積極的に参加を呼び掛けていくのは公助に当たりますので、障がいのある方にも市から積極的に防災訓練への参加を呼び掛けてもらいたいです。

今話した課題をすべて手引きに盛り込むことは難しいかと思いますが、課題を明示しておくことで今後の改訂に役立つと思うので、今後の改訂に向けた課題をどこかに残しておいてもらいたいです。

最後に委員さんから何かございますか。

大内さんどうぞ。

大内委員

大内です。

障がい者ごとに自助・共助・公助がばらばらに記載してあるので、障がい者別にインデックスのようなものがあると分かりやすくなるの思います。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

佐藤委員

佐藤です。

この防災の手引きですと、視覚障がいのある方ですと文字が小さく見づらいと思うので、文字を大きくしてもらえると助かります。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

今の手引きはこのままの文字の大きさを印刷に出すとして、視覚障がい者向けの冊子について今後ご検討をお願いします。

それでは、議事の１について終わりにさせていただきます。

続きまして、議事の２、その他について事務局よりご説明をお願いします。

事務局（大森担当主査）

議事の２、その他について今回は特にお伝えするものがございませんので、これで終了とさせていただきます。

議長（新井会長）

ありがとうございます。

それでは議事がすべて終わりましたので、司会を事務局にお返しします。

司会を事務局の方にお返しいたします。

4 閉 会

司会（山崎課長）

以上で、本日予定していた議事が終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

委員の皆様には、公私ご多忙中のところご出席いただきまして誠にありがとうございました。

なお、奈良委員、佐藤美和委員、片野委員、弓納持委員、本日欠席ですが、中城委員、金井委員、島谷委員におかれましては、3月16日をもちまして委員の任期が終了となります。これまで、当協議会にご参加いただき、誠にありがとうございました。

後日、お礼状を送付させていただきます。

その他の方におかれましても3月16日で一旦任期終了となりますが、4月中に委嘱書を送付させていただきますので、2年間の任期となりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

令和7年度の会議の予定ですが、1回のみの開催を予定しております。

内容といたしましては、久喜市障がい者計画等の進捗状況についてと、第8期久喜市障がい福祉計画・第4期久喜市障がい児福祉計画の策定に係るアンケート内容について、ご審議いただこうと考えております。

詳細が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、令和6年度第2回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年4月8日 齋藤 裕子

審 議 会 等 会 議 録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。